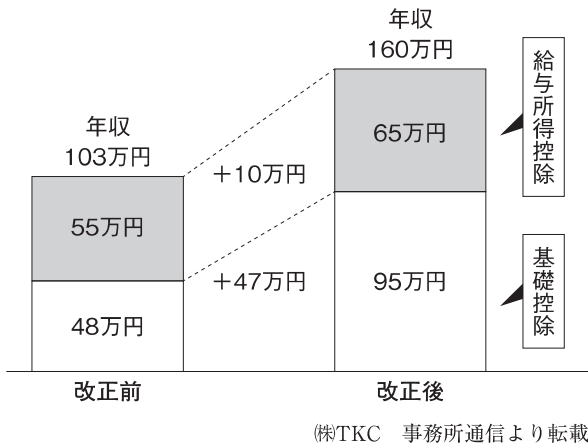




『103万円の壁、令和7年度税制改正について』

昨年末から今年の3月まで、テレビ・新聞で盛んに報道されていた103万円の壁。国民民主党が178万円へ壁を引き上げることが頑なに提案し、その際の財源検討で連日話題となりました。令和7年度税制改正ではこの壁を「160万円」まで引き上げることが決まりました。今回の税制改正のポイントを二点に絞って解説します。

1. 本人の所得税についての改正点



今回の改正により最大で160万円までの給与収入について所得税（国税）が非課税となります。但し、個人住民税（地方税）は給与所得控除の10万円分のみ控除が増加となるため110万円までの非課税となります。

次に最大で160万円まで非課税になる枠が広がりましたが、具体的には所得に応じて段階的に各控除額が増える形になります。詳細は下記の表のようになります。

特に基礎控除は所得に応じて控除額が細分化されています。サラリーマンで年末調整のみの方は問題ないでしょうが、手書きで確定申告をされている方は所得に応じて基礎控除が変わります（特に令和7年・8年）。ご注意いただきたい点です。「公平・中立・簡素」の税の三原則はどこにいったのでしょうか……。

今回の改正は令和7年分の年末調整事務から適用となりますので、実務的には当面の間変更はなく、年末調整事務において還付額が増える形になると思います。

表1 基礎控除の額

合計助特金額	改正前	令和7年分 令和8年分	令和9年分～
132万円以下	48万円	95万円	
132万円超 336万円以下		88万円	58万円
336万円超 489万円以下		68万円	
489万円超 655万円以下		63万円	
655万円超 2,350万円以下		58万円	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円		
2,400万円超 2,450万円以下	32万円		
2,450万円超 2,500万円以下	16万円		
2,500万円超	—		

(株TKC 事務所通信より転載)

表2 給与所得控除の額（計算式）

給与等の収入金額	改 正 前	令和7年分以降
162万5,000円以下	55万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額×30%＋8万円	
190万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円	
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円	
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円	
850万円超	195万円（上限）	

(株)TKC 事務所通信より転載

2. 特定扶養親族（19歳以上～23歳未満）の所得税についての改正点

今回の改正は本人の所得税だけでなくもう一つの103万円の壁と言われていた、大学生・専門学校生等の子供を扶養している場合にその学生がアルバイトをしてもらう給与が103万円を超えると親側で特別扶養控除（63万円）が適用できなくなる壁についても改正がありました。この壁のためにアルバイトは103万円までにしてくれと子供さんに伝えていた方もおられるのではないのでしょうか？

令和7年度改正では新たに「特定親族特別控除」という名称に変わり、下の表のように、アルバイト代が150万円までは63万円の控除となり、188万円までは段階的に控除額が減少していく制

度に改正されました。そのため、150万円を少しオーバーしたとしても控除額がいくらか残るため、アルバイトを制限しなくてもよくなる可能性があります。とはいえアルバイトで150万円以上稼ぐのは結構大変だと思いますが……。

今回の改正は他にもいくつか項目がありますが、ここでは2点に絞ってお伝えしました。話題になったのでどのように改正されたか興味がある方も多いと思われます。103万円の壁は約30年ぶりに変更になったようです。話題性も含めて、少数与党の石破政権だからできた改正かもしれません。今後178万円を目指していくとの合意があるようなので、改正の動向は来年以降も引き続き注視したいですね。

表3 特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

国税庁 令和7年度税制改正 パンフレット より

（今回の担当：医業経営アドバイザー 播間匡広 税理士・医業経営コンサルタント）

《過去に掲載した記事は、勤改センターのホームページからも閲覧できます》